

技術協力専門家養成・確保

技術協力は「人から人へ」という全人格的なふれあいを通じて技術を移転し、開発途上国の「人づくり」に寄与するという意義と特徴をもっています。このため、技術協力の成否は、技術を移転する専門家の資質いかんによるといっても過言ではありません。また、近年の技術協力は、国別アプローチの導入、環境問題、WID(開発と女性)、人口問題など新たな取り組みが必要になってきており、複雑化、多様化するとともに高度化しています。したがって、十分な能力と豊富な経験をもった専門家を確保・養成することが技術協力の最も大切な要件となっています。

JICAでは、東京都新宿区にある国際協力総合研修所が、こうした役割を担っています。国際協力総合研修所では、1983年の設立以来、専門家の養成・確保、技術協力基盤強化のための調査・研究、技術情報の収集・提供を事業の3つの柱として積極的に推進しています。

具体的には、以下の業務に取り組んでいます。

専門家の養成

相手国のニーズに合致した総合的な専門能力を有する専門家の養成を図るため、次の研修を行っています。

専門家派遣前研修

原則として、派遣期間が1年以上の専門家を対象とするもので、次の研修があります。

1. 派遣前研修

専門家の役割、現地の事情、健康管理などを内容とする一般研修2週間、語学研修

3週間の計5週間の研修で、年間8回行います。特に、異文化理解、プレゼンテーション手法など開発途上地域でのコミュニケーション能力の向上を重視しています。そのため、英語のほか、必要に応じて中国語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タイ語ほかの講座を設けています。これらの講座では独自の教材を準備し、技術協力の現場で使用する文書や表現も加えるなど内容を充実させています。

さらに、一般研修では、専門家夫人を対象とした研修を併設しています。

1994年度受講者は、専門家774人、夫人など425人の計1199人でした。

2. 個別語学研修

上記派遣前研修の受講者のうち、さらに語学研修を必要とする専門家を対象として、追加的な語学研修を行っています。

3. 第三国語学研修

フランス語圏またはスペイン語圏に派遣される専門家を対象として、赴任の途中、フランスあるいはメキシコで、最長6週間その地の語学研修機関の研修に参加させます。

1994年度は10人がフランス語研修を、また、3人がスペイン語研修を受けました。

4. 個別技術研修

専門技術の補充と向上のために、国内の関係機関で技術研修を行います。

1994年度は、44人が受講しました。

技術協力総合研修

1. リーダー、調整員研修

プロジェクト方式技術協力の専門家として派遣される者のうち、リーダーと調整員を対象とするもので、現在は、プロジェクトの運営・管理を主な内容とする研修を、年8回の派遣前研修のなかで講義の一環として行っています。

1994年度は、リーダー70人、調整員65人が受講しました。

2. 地方自治団体職員等国際協力実務研修

地方自治体の国際協力を支援するための事業です。1994年度は国際協力総合研修所で年間5回の研修を実施し、94人が受講しました。あわせて、北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、中国、四国、九州のJICA国内各支部および沖縄国際センターで、962人の地方自治体職員などの研修を実施しました。

3. NGOスタッフ研修

NGO支援事業として、NGOスタッフを対象とした外国語研修を行っており、1994年度は12人が受講しました。

技術協力専門家養成研修

近い将来、専門家として派遣される人を対象に、専門技術を移転していく際に必要な知識、手法など、専門家として必要となる幅広い能力を身につけてもらうことを目的として、年4回、各10週間（一部は5週間）実施します。

1994年度は、以下の19種類24コースが開講され、180人が受講しました。

受講内容は、インフラ、マンパワー、農業一般、農業土木、林業、資源エネルギー、環

境衛生、工業開発、林業（造林）、都市環境、教育、WID、貧困層対策、公害対策、廃棄物処理対策、環境アセスメント、地球環境、海洋汚染対策、人口問題基礎などです。

感染症対策専門家コース

1994年度は、ポリオ対策の専門家を養成するために、九州国際センターが実施する集団コース「小児麻痺根絶計画の理論と実際」に2人の専門家を参加させるとともに、国内研修終了後、ラオスで海外研修を実施しました。

海外長期研修

将来指導的な立場に立つことができる専門家の養成を目的として、海外の大学、研究施設に最長2年間派遣します。

1994年度は、25人を新規に派遣しました。

専門家の確保

開発途上国からの要請に迅速にこたえて、優秀な専門家を速やかに派遣するために、常時専門家を確保する次のような制度を設けています。

専門技術囑託

高度な専門技術や知識、豊富な経験をもつすぐれた人材を確保し、技術協力全般についてそのアドバイスを期待するもので、現在、農業、建築、工業の分野で各1人ずつ委嘱しています。

国際協力専門員

技術協力の経験をもち、技術、人格ともにすぐれた人材を確保し、プロジェクト方式技術協力のリーダーなどとしての海外業務と、作業監理委員、各種研修コースリーダー、調査研究主査などインハウスコンサルタントとしての国内業務の双方で重要な役割を担う専

門家を確保するもので、1983年度に設けられました。

1994年度は、新規委嘱の6人を加え、79人を確保しました。

特別嘱託

主として帰国専門家のなかから、専門家としての活動がすぐれており、今後も派遣が見込まれる人材を確保するもので、1994年度は新たに32人を確保しました。

ジュニア専門員

国際経験のある若い人材(JPO、青年海外協力隊員経験者など)を確保し、国際協力に携わる人材を育成するもので、1994年度は新たに11人を加え52人を確保しました。

専門家登録制度

機会があれば専門家としての活動を希望する人に、あらかじめ登録してもらい、登録者に合った派遣要請があった場合、その登録者を派遣するという制度です。

1994年度末現在、1333人が登録されています。

帰国専門家連絡会

帰国専門家間の連絡を緊密化し、これらの人々が、専門家確保の核となり得るように図るとともに、地方の国際化の推進にも寄与すべく、JICA国内支部と連携して帰国専門家連絡会の結成を進めています。

1994年度末現在、全国33カ所で地域連絡会を結成しており、1994年7月に中央連絡会を開催しました。

技術協力に関する調査研究

開発途上国のニーズの多様化、高度化に対応し、効果的な協力を実施するには、国別・

地域別・分野別の開発の状況とその問題点を十分把握し、そのうえで、協力の取り組み方を総合的に調査研究し、こうした調査研究を基礎として、具体的な協力を計画的に推進していくことが重要です。また、これまでの協力の実績を整理・分析し、そのなかから、参考となる事例を体系的にまとめ、それらを専門家に提供することや、専門家養成研修の教材として活用することも、協力の質的向上にとって効果ある方法です。こうした調査研究や教材の作成などのため、次のような業務を行っています。

国別・地域別援助研究

国別アプローチの一環として、主要援助対象国・地域ごとに、1986年度から国別・地域別の援助研究会を設置しています。広く外部の研究者、有識者の参加を得て、各年度3、4カ国(地域)を対象として、わが国の援助を効果的、効率的に実施するために現状の分析や援助のあり方などの検討を行い、報告書として取りまとめています。

1994年度は、1993年度から継続しているヴェトナムについて取りまとめるとともに、新規に、インド(第2次)、ガーナ、セネガルの援助研究を実施しました。

分野別援助研究

横断的な援助課題に対する援助の取り進め方を検討するために、上記の「国別・地域別援助研究」と同様の研究会を設置しているものです。

1994年度は、「参加型開発とよい統治」についての報告書を取りまとめました。

技術移転手法研究など

前記のほか、技術移転手法に関する調査研

究、技術協力実施手法に関する調査研究、専門家養成研修用教材の作成、技術移転国際会議および国際協力総合研修所セミナーの開催などを行っています。

1994年度は、調査研究として、ASEAN人づくり^{*}インパクト調査、貧困問題解消に向けての方策検討、2010年におけるわが国の援助とJICAの役割（第2^{*}フェーズ）など15件を実施しました。また、事業紹介ビデオ1件、任国情報ビデオ6件の制作を行いました。さらに、国際会議として、JICA設立20周年記念シンポジウム（1994年6月）、CIDA（カナダ国際開発庁）との合同セミナー「南部アフリカ地域：開発協力の展望」（1995年3月）を開催したほか、内外の援助実務者や有識者を招いて、国際協力に携わる関係者に対する国際協力総合研修所セミナーを開催しました。

情報の整備・提供

開発途上国に関する情報や、過去に得られた技術移転の手法などに関する経験やノウハウなどの情報は、専門家が技術移転を効果的に行うために知っておくべき必要不可欠なものです。このため、専門家をはじめ技術協力関係者に対し、広く開発途上国に関する情報や技術、技術関連情報を提供することを目的として、以下の業務を実施しています。

図書館の運営

国際協力総合研修所にJICA図書館を設置し、一般図書、JICA作成の各種報告書、テキスト教材、開発途上国での収集図書、資料など約10万件を所蔵し、一般に公開しています。

情報の整備・提供

調査研究の成果や開発途上国に関する資

料・情報を次のような形式で整理し、派遣中の専門家、その他関係者に提供するため、次のような業務を行っています。

1. 『国際協力研究』誌の刊行

和文を年2回、英文を年1回発行。

2. 開発途上国技術情報の整備

開発途上国の分野別の技術情報を国別に収集・整備しており、現在56カ国、8分野が整備されています。

3. 専門家への技術情報の提供

専門家が技術指導をする際に必要となる技術に関する文献の検索、マニュアルなどの資料の入手、提供を行っています（94年度現在432件）。

4. 任国情報の整備

専門家の赴任先での生活に必要なさまざまな情報を国別にまとめており、現在99カ国の任国情報をそろえています。

5. 機材技術マニュアル作成

指導用の機材技術マニュアルを33件作成しました。

関連業務：開発専門家招へい

先進諸国の援助動向、開発途上国の開発政策、開発プロジェクトの現状などに対する理解を深めるため、海外の開発問題の研究者、専門家、開発途上国の開発担当責任者などを招へいし、国際協力関係者を対象とするセミナー、講演会などを開催するものです。

1994年度は、7人を招へいしました。

*インパクト調査…実施された援助事業の経済的・社会的波及効果（インパクト）について行う調査。

*フェーズ…ひとつのプロジェクト終了後、引き続き同じプロジェクトを実施する際の呼び方。「フェーズII」は「パート2」にあたる。

技術協力専門家等の福利厚生

生活環境の厳しい開発途上地域で勤務する専門家を支援するため、主として次のような福利厚生制度を設けています。

休暇一時帰国制度

2年（一部地域は2年6カ月）以上の派遣期間で派遣された専門家が、2年（一部地域は2年6カ月）に1回帰国できる休暇一時帰国制度を設けています。

健康管理旅行

生活環境が特に厳しい地域に1年以上の派遣期間で派遣された専門家が、健康管理のために旅行ができる制度を設けています。

健康管理

JICA本部の専門家健康管理室に医師、看護婦を配置し、専門家や家族の健康診断や健康相談に常時応じています。

また、赴任中の専門家や家族の健康診断や健康相談に応じるため、医師や看護婦からなる健康相談指導チームを各国に派遣しています。

1994年度は、6チームを18カ国に派遣しました。

さらに、赴任中の専門家や家族の健康管理体制を強化するために、専門家健康管理員として、看護婦を4カ国の事務所に派遣することが認められました。

安全対策

在外事務所を中心として、専門家治安対策連絡協議会を開催するなど、治安情勢などの情報提供、情報交換、連絡体制の確立などを行っています。また、治安上特に留意を要する地域については、緊急連絡用通信機器の整

備、防犯設備の整備、警備員を雇用する経費の補助を行うほか、JICA職員、スタッフの護衛を行う安全対策専門クラークの配置、安全対策巡回指導チームの派遣を行い、安全対策の強化を図っています。

災害補償

専門家が派遣期間中、業務上または通勤途上に負傷、疾病または死亡などの災害にあった場合は、国の労働者災害補償保険の適用を受けることになります。

また、業務外の事故や療養については、海外共済会により、療養費、緊急移送経費、死亡した場合の弔意金などの給付が行われます。

生活環境整備

専門家の居住地や家屋の電気供給、給排水、保健衛生などの基本的な生活条件が特に劣悪な場合は、その整備補助を行っています。

また、生活環境実態調査を実施し、専門家の生活環境の改善に役立てています。

1994年度は、調査団3チームを6カ国に派遣しました。

『EXPERT』誌の発行

専門家間のコミュニケーション誌として、専門家の活動状況の紹介や、専門家に関連する事項の取り扱いなどの理解を深めることを目的に、年4回、四半期ごとに発行しています。

第 3 章

評価、フォローアップ

評価

評価の目的

開発途上国に対する技術協力は、不確定要素が多く、予測の困難な状況のなかでの実施を求められることが多いため、日本国内やほかの先進国でプロジェクトを実施する場合は比較にならない困難な条件下で案件を形成し、また実施しなければなりません。

このため、適宜適切なモニタリングや評価を行い、

- ①進行中の案件について必要な場合は、プロジェクトの内容の変更やプロジェクト期間を延長すること
- ②終了後の案件については、評価から得られた教訓を整理し、必要とあれば追加機材の供与や専門家の派遣などのアフターケアを実施して、案件の協力効果を確保すること
- ③さらに評価から得られた教訓を整理し、将来の案件形成にフィードバックしていくことで、効果的な援助遂行能力を高めしていくこと

が必要です。

また、わが国の国民に対してできるだけ「顔の見える援助」にし、援助に対する理解を得

るためにも、JICAの事業がどのように実施され、また評価が行われているか、実施した案件の実施状況、評価結果を公開することは大きな意味をもっています。

評価の種類

JICAの実施する評価の種類は、以下のように区分されます。

案件別終了時評価調査

個別案件の終了時に、当該分野の専門家からなる調査団を派遣して、案件の協力目標達成度や自立達成度を中心に評価するものです。また、協力延長の要否や必要な支援を検討するとともに、将来の類似案件などの形成に際しての教訓や提言を得るものです。

横断的視点からの事後評価調査

1. 国別評価調査

協力終了後、一定期間を経過した異なる事業形態、事業分野の複数案件を国別に選定して横断的な評価を行い、協力の効果を分析するとともに、その国に特有の援助実施上の問題点などを整理、分析します。

2. 第三者評価調査

学識経験者、民間有識者など外部の第三者により、専門的、客観的視点からの評価

調査を行います。

3. 合同評価調査

援助対象国の開発計画策定機関、実施機関、現地研究者などと合同で協力終了案件の協力効果、問題点などについて評価調査を行い、その協力に関して双方で共通の認識を得るとともに、協力計画の策定、実施に関する意見交換を行い、今後の協力の改善に反映させます。

4. 特定テーマ評価調査

JICAの実施する事業形態やセクターなど、テーマを個別に設定して評価調査を行い、効果と問題点を整理、分析します。

5. 在外事務所評価調査

この調査は、JICAの在外事務所員が行うほか、現地のローカルコンサルタント、大学関係者、研究者などの積極的な活用を図っています。評価調査の実施を通じて、在外事務所自身の案件の運営管理および計画策定の機能強化も図っています。

在外事務所評価には、次のようなものがあります。

(1) 終了時評価

協力案件数の増加に伴い、従来各事業部が実施していた評価調査を在外事務所が行うケース。

(2) 事後評価

協力終了後一定年月を経過した案件について、自立発展性や協力効果などの評価調査を行うもの。

ら、適宜、JICA内部、国内関係機関などにフィードバックを行っています。

しかし、これらの評価の結果、改善を求められる原因が相手国の責任に帰すべきものも相当数あります。このことから、従来の国内へのフィードバックとあわせて、評価で得られた教訓を相手国へフィードバックし、協力案件の計画の作成や運営の改善、さらには、協力終了後も引き続き持続的発展を確保することがきわめて重要であると認識しています。

このような観点から、セミナー開催型評価が行われています。これは、それまでにJICAが実施した国別評価、特定テーマ評価などの評価結果を体系的、横断的に集約し、現地でのセミナーを通じて相手国機関に実務上の改善点などをフィードバックするとともに、被援助国側の計画立案・実施機能の強化をも図るものです。

また、従来からの開発途上国との合同評価に加え、先進国援助機関との連携強化の観点から、1993年はCIDA（カナダ国際開発庁）、1994年はGTZ（ドイツ技術協力公社）との合同評価を実施し、これを通して評価手法の改善を図っています。

評価結果のフィードバック

JICAでは、国別評価・特定テーマ評価などの評価結果は、事業実施の改善を図る観点か

フォローアップ

フォローアップの種類

プロジェクトに対する協力が終了したあとは、途上国自身の手によって、個々のプロジェクトの維持・運営がなされるべきです。しかし、さまざまな理由により、協力終了後に供与機材の故障や運営費の不足など、当初予想していなかった問題が生じて、そのプロジェクトの運営に支障を来すことも少なくありません。

したがって、協力が終了した案件についても、案件の現状を常に把握し、適切なフォローアップ、アフターケアを行い、協力相手機関の自助努力の支援を通じて実施案件の効果を確保し、さらに持続・発展させていかなければなりません。

このように、わが国の援助を有効活用していくという観点から、JICAでは必要に応じて協力終了後のフォローアップやアフターケアにも力を注いでいます。JICAのフォローアップ活動には、次のような種類があります。

研修事業のフォローアップ調査

わが国で研修を受けたのち帰国した研修員に対して、その成果や結果をみるため、フォローアップ調査を行います。また、青年招へい事業では、受入れで中心的役割を果たしたわが国の青年団などの機関を関係国に派遣し、日本訪問の成果のフォローアップを実施します。

プロジェクト方式技術協力のフォローアップと

アフターケア

1. フォローアップ協力

当初計画していた協力の終了後、一部の分野のみ目標達成度が低い場合は、引き続き一定期間協力を延長します。

2. アフターケア協力

協力終了後一定年月を経て、機材の修理または交換、専門家の派遣を必要とするような場合、アフターケアのための協力を実施します。

開発調査のフォローアップとアフターケア

1. フォローアップ調査

開発調査事業を一層効果的、効率的に実施するために、調査済みのプロジェクトのその後の進展状況について把握し、その結果を今後の開発調査の実施に反映することを目的とした調査です。

2. アフターケア調査

開発調査を終了したあとに、当該開発途上国で社会経済条件や自然条件の急激な変化が起きたり、調査を実施してからの時間が経過するにつれて、プロジェクトの工事費積算を含む見直し調査が必要となる場合があります。これら諸条件の変化を踏まえ、調査成果の有効活用と計画の実現に役立てるため、調査結果の見直しあるいは補完的調査などを行います。これがアフターケア調査です。

無償資金協力のフォローアップ

すでに供与した施設や機材の運営・管理にあたって、さらに補完的な協力が必要な場合は、調査団を派遣し、必要な資機材の供与、専門家の派遣など追加的措置を行い、協力した案件の持続的な有効活用を図る体制をとっ

ています。また、終了案件の評価と供用状況に関する調査を通して、フォローアップ協力の必要性の検討も行っています。

評価監理課の行うフォローアップ

JICAでは、1989年度からプロジェクト方式技術協力、無償資金協力、単独機材供与の3事業について、在外事務所を通じて、協力終了後一定期間を経過した案件の現況を定期的に調査する「事後現況調査」を実施しています。

事後現況調査は、協力終了案件の組織、施設、機材および実施効果について案件の現状を調査するものです。その調査結果は関係事業部に伝達され、専門家派遣や修理部品の購送など、必要なフォローアップ、アフターケアなどの追加支援や案件の現状把握のための資料となっています。